



任意継続組合員を希望される方へ

任意継続組合員の事前受付を行います

令和8年3月31日に退職する方のうち、退職後、再就職等をせずに「任意継続組合員制度」への加入を希望する方を対象に、**事前受付**^{*}を行いますので、ぜひこの機会に申し出てください。

詳細については、1月中旬ごろに所属所長（学校長）宛てに通知しますので、所属所の事務担当者にご確認ください。

*退職後に再就職をしないことが確実である方が対象です。

再就職の可能性がある方は事前受付の申出を行うことができません。

令和8年3月31日に
退職の方が
対象です！



受付期間（予定）

令和8年1月26日（月）から2月6日（金）まで

受付方法

事前受付の申出書等は、**所属所を通じて提出してください。**

事前受付期間に加入申出をすると、3月中に手続が完了し、任意継続組合員として4月1日から保険診療を受けることができます。

任意継続組合員制度とは？

退職または任用終了の際に、1年1日以上組合員であった方が、掛金を毎月負担することによって、退職後最長2年間、短期給付および厚生事業について在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

申出ができない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。



- **再任用職員**（フルタイム・短時間勤務）として働く方
- **臨時の任用教職員や会計年度任用職員**（日勤講師等）として働く方で、共済組合に加入する方

（時間講師として働く方は、任用期間・時数等によっては共済組合に加入することができます。
加入要件を満たしているか次の勤務先に事前にご確認ください。）
- **民間企業等に再就職をする方**で、就職先の健康保険に加入する方

（民間企業のパート勤務でも、一定の要件を満たす場合には就職先の健康保険に加入することができます。
加入要件を満たしているか次の勤務先に事前にご確認ください。）
- **健康保険の被扶養者になる方**
- **後期高齢者医療制度に加入している方**
- **退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方**

（令和7年4月1日以降に共済組合の組合員となった方は加入できません。組合員期間には過去に任意継続組合員であった期間は含みません。）



（退職日の前日（令和8年3月30日）において組合員期間が1年未満）

*事前受付期間に加入申出をしたにもかかわらず、退職後に再就職し、ほかの健康保険組合等の被保険者となることが判明した場合は、加入申出の取下げ手続が必要となりますのでご注意ください。

事前受付期間後の申出について

上記受付期間中に申出をされなかつた方を対象として、改めて受付期間を設けます。

3月途中で退職する方の手續も含め、詳細については、2月中旬ごろに所属所長（学校長）宛てに通知する予定です。

問合せ先

給付貸付課資格担当

03-5320-6826